

製剤名	注射用カリウム製剤
主な診療科	外科・内科
対象	カリウムの補充が必要な病客さま
<p>(概要)</p> <p>通常、病客さまに電解質の一種であるカリウムを補充する際には、内服での調整を試みます。ただし、その程度が重症である場合や内服が困難な場合など経口カリウム製剤の投与では不相当と考えられる病客さまには適宜、注射用カリウム製剤による補充を検討します。注射用カリウム製剤は添付文書において、40mEq/L 以下の濃度に希釈したのち、20mEq/時間を超えない濃度で投与することと定められています(1日投与量は100mEqを超えない)。しかし、臨床の現場では、より高濃度組成もしくはより高用量のカリウムを投与し、すみやかにカリウム補正をしなければ病状の悪化が予期されることがあります。当院ではそのような場合に、上記添付文書の記載内容から逸脱した投与方法での使用を院内の委員会にて審査のうえ認めています。</p> <p>(予想される主な不利益と対策)</p> <p>カリウム補充により予想以上に血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全などをきたす可能性があるため、原則として心電図モニターを装着のうえ使用することを定めています。また、頻回に血清カリウム値を確認し、異常が認められた場合にはすみやかに減量・中止を検討し、病客さまに最善と考えられる対策を講じます。</p>	